

平成26年度福島県動物愛護推進懇談会

- 1 日 時 平成27年1月30日（金） 午後1時30分～午後3時00分
- 2 場 所 杉妻会館 3階「石楠花（しゃくなげ）」（福島市杉妻町3-45）
- 3 出席者

【公益社団法人福島県獣医師会の代表】	森澤 道明	委員
【動物飼養管理者の代表】	長岡 裕子	委員
【福島県動物愛護ボランティア会の代表】	山崎麻弥子	委員
【学識経験者】	太田 禅	委員
【公募による県民の代表】	増田比沙子	委員
【市町村の代表】	加藤 孝一	委員

4 議事内容

【開会】

(司会)

ただいまから、平成26年度福島県動物愛護推進懇談会を開催します。

本日委嘱させていただいております委員6名の皆様全員出席していただいております。お忙しい中、又足下の悪い中お集まりいただきありがとうございます。

【委員、事務局紹介】

(司会)

年に一度の懇談会ということですので、委員の皆様と事務局の紹介をさせていただいてから進めて参りたいと思います。

まずはじめに、公益社団法人福島県獣医師会長の森澤道明委員でございます。（森澤でございます、よろしく申し上げます。）

続きまして、公益社団法人日本愛玩動物協会に所属され、動物飼養管理者の代表である長岡裕子委員です。（長岡です、どうぞよろしく申し上げます。）

続きまして、福島県動物ボランティアの会の代表として、山崎麻弥子委員でございます。（山崎です、どうぞよろしくお願いいたします。）

続きまして、公益社団法人福島県獣医師会に所属され学識経験者として委員であります太田禅委員でございます。（よろしく申し上げます。）

続きまして、公募により県民の代表として委員になっております、増田比沙子委員でございます。（増田です、よろしく申し上げます。）

福島県の市町村の代表として委員になっておられます、福島市環境部環境課長、加

藤孝一委員でございます。（加藤と申します、よろしく申し上げます。）

続きまして、事務局のご紹介をします。福島県食品生活衛生課長の渡部勝彦でございます。（渡部です、よろしく申し上げます。）

続きまして、郡山市保健所参事兼生活衛生課長の石川弥恵子さんです。（石川でございます、よろしく申し上げます。）

いわき市保健所生活衛生課主任獣医技師岡田友弥さんです。（岡田と申します、よろしく申し上げます。）

福島県食品生活衛生課専門獣医技師野口みきでございます。（野口です、よろしく申し上げます。）

同じく獣医技師高橋完奈でございます。（高橋です、よろしく申し上げます。）

私、本日司会を努めさせていただきます、食品生活衛生課で動物愛護を担当している副課長の石川雅人と申します。よろしく申し上げます。

それでは本日の懇談会の開催にあたり、福島県食品生活衛生課長渡部勝彦より御挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

（食品生活衛生課長）

懇談会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。皆様方におかれましては、日頃から動物愛護の推進、あるいは適正飼養の普及啓発等に格別の御理解をいただき、この場をお借りして御礼申し上げます。

この懇談会は、平成13年に発足し、各委員の皆様任期は2年、現在は第6期目となります。

昨年度は、主に「福島県動物愛護管理推進計画」の見直しについて様々なご意見を頂戴し、新たに、平成35年度を最終目標に設定した計画を改定いたしました。

本日は、一つ目の議題として、改定した動物愛護の推進計画に対する施策の進行状況と、設定した代表指標の現状と今後の課題等についてご説明します。

また二つ目の議題では、平成23年3月に発生した東日本大震災からの教訓を踏まえ、「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル」案を作っておりますので、改正内容等についてご説明します。

昨年6月には、環境省がいわゆる「牧原プラン」と呼んでいる「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」におきまして、殺処分をできる限り減らし、最終的

にはゼロを目指そうというプロジェクトが発足されています。このために飼い主、動物取扱業者、ボランティア、獣医師会、行政等、動物に係わる様々な人達が一体となって色々な課題に取り組んでいく必要がございます。

このような状況を踏まえ、福島県の動物愛護管理の推進のために、限られた時間ではございますが、委員の皆様から積極的なご発言をいただきますようお願い申し上げ、開催の挨拶といたします。

本日はよろしく申し上げます。

(司会)

議事進行につきましては、「福島県動物愛護推進懇談会設置要項」に基づき、座長が選任されています。森澤委員に座長をお願いいたします。

(座長)

座長に就任されました、獣医師会の森澤でございます。

次第に従って会議を進めたいと思います。会議の資料につきましては、事前にお手元に配布されていると思いますので、目を通していただきながら会議を進行したいと思います。

本日の議事内容でございますが、

「1 施策等の数値目標の進行管理（実績値）について」

「2 災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアルの見直しについて」

「3 被災動物の保護状況について」

それぞれ、議題について事務局から説明をいただきますので、皆様にはそれぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

【議事】

まず、議題の1「施策等の数値目標の進行管理（実績値）について」事務局から説明してください。

(事務局：野口専門獣医技師)

事務局から議題の説明の前に、差し替えと追加の資料がありますので、先に確認させていただきます。

差し替えの資料ですが、資料5枚目の【代表指標】④犬の捕獲頭数⑤犬の苦情件数の資料を差し替えをお願いします。

続きまして、追加の資料ですが、一つ目、【災害時における動物（ペットの救護対策マニュアル（現行）】、続きまして、環境省で出している【人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト】カラー刷りを追加でお配りしました。

最後に、参考までに平成25年度【犬・猫の譲渡数の内訳一覧表】の資料を追加資料としてお配りしましたので、御確認をお願いします。

（事務局：野口専門獣医技師）

議題1「施策等の数値目標の進行管理（実績値）について」資料1により説明。

（座長）

ありがとうございました。

議題1の説明が終わりますが、何か御意見、質問等はございませんか。

進行管理等の実績の報告でございますが、何かございませんか。

（増田委員）

犬、猫の殺処分と譲渡の推進というところで、相双保健所さんで出している「今日のバンビ」を見たことある方いらっしゃいますか。「今日のバンビ」というブログなのですが、保健所の職員さんの愛情が大変分かりやすく丁寧に写真付で説明されていて、「バンビ」と名付けられた犬は譲渡されましたが、県中保健所さんの譲渡の対象となっている犬のコメントも非常に分かりやすく、ホームページを活用した収容動物の情報発信に努めるという事なら、他の保健所でも是非分かりやすい説明にしてもらえたらと思います。

ただ、こういう犬が収容されました、ただ写真を載せるのではなく、一言コメントをもらえると、見る人も興味が湧くので、そういったことも大事だと思うのですがいかがでしょうか。

（座長）

事務局さんで何かございますか。

(事務局：野口専門獣医技師)

まさにその通りです。なかなか、ホームページの内容をきめ細やかな内容に更新にできない状況のところもあるので、それについては積極的に取り組んで参りたいと考えております。

(食品生活衛生課長)

県の方でも、放射性物質による風評の関係と同様で、どうやってうまく伝えるか、ただ伝えるだけでは伝わらないという状況なので、おっしゃるように、いかにうまく伝わるか、検討していきたいと思っております。

(石川副課長)

今の御意見については、2月の中旬に各保健所の担当者を集めた研修会がございますので、その際に各担当者に伝えたいと思っております。

(座長)

よろしいですか。

私の方から意見というか、先程マイクロチップの件について色々お話がありましたが、現在、福島県獣医師会としては、保健所からの譲渡犬猫についてはマイクロチップの装着を進めています。

ただ、全国でも不妊・去勢手術については、かなりの頭数が実施されていますが、マイクロチップについては、非常に少頭数しか普及していない。

譲渡犬猫について数十頭程度。これを動物病院がやっている数字を入れるとしても年間、百頭ちょっとですので、とても普及というところまではいっていない。

特に、この度の震災に関連して保護収容された犬猫についてはマイクロチップが入っていたのがゼロだったという事の反省を踏まえて、獣医師会としては各動物病院でマイクロチップリーダーの普及率を現在70%以上達成しておりますが、残りの部分についての普及を図るという事と、来年度からは新たにマイクロチップの装着の事業を進めていきたいと思っております。

どういう頭数で、どういう条件でという事になりますが、今考えているのが、犬猫の飼い主の方には登録料を負担していただき、残りの部分については獣医師会で負担するという事で進めていきたいと思っておりますので、皆様方にも来年度以降、

マイクロチップの普及については皆様方の御協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、第1の議題についてはよろしいですか。

続きまして、議題の2「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアルの見直しについて」事務局より説明をいたします。

（事務局：高橋獣医技師）

議題2「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアルの見直しについて」資料2により説明。

（座長）

「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアルの見直しについて」事務局より説明がございましたが、何か御質問等ございませんか。

（山崎委員）

今回、福島県は実際に災害を経験しているので、それが生かされたものになってほしいと思うので、そここのところで具体的に心配な点はないのかなと少し思うところでは。

福島県動物愛護ボランティア会と救護本部にも出てくるのですが、実質的に福島県動物愛護ボランティアの会としてどう動いていくのが正直見えてこないところなので、今後災害が起こらないとも限らないし、他の県で起こった時に、自分達がボランティアとしてどのような事ができるのか、まだまだ分からないところが多いので、そういった事が分かるようになるといいなと今回感じたところなので、その点について、どのようにお考えなのか教えてください。

（石川副課長）

今、山崎委員からお話があったとおり、発災当時、困難をきたした時がありましたが、様々な方からの支援をいただきながら進んで来たというのが実情かと思えます。

ただ、別記で配布させていただいた資料の中にも地域防災計画の中で、様々なボランティアが書いてあるのですが、その中の一つに「被災ペットの救助のボランティア」

が明記されております。

これは災害の特徴によって、どういうボランティアが必要か、想定しえない部分もあろうかと思うのですが、我々が一番考えておりますのが、東日本大震災、特に福島の場合は原子力災害で避難をした時の教訓としては、ペットと同行して避難できなかったという事が一番のポイントになると思います。

今後、どういう形で事前の平常時の訓練ができるのかというのも研究していかなければいけないのですが、まずは環境省の方でも言っております同行避難についての日頃からのトレーニングが一番身近で重要なのかなと感じております。

そういった意味で福島県の動物愛護ボランティア会の皆さまには、「しつけ方教室」などで関わりをもっていておりますので、難しい話ではなく、普通の飼い主にもトレーニングでき、犬が狭いところに入れるというような、日頃の訓練にご尽力いただきたいと思います。

その他の事については、兵庫県（神戸）の大震災の教訓もございますので、我々も研究をしてどういう課題があって、課題に対してどういう事をやっていったらいいか今後の懇談会の中で研究した中身を御説明させていただき、色々なアドバイスをいただきながら進めていけたらと思います。

ようやく震災から4年が経とうとしておりますので、少しそういう事を考える余裕がでてきたのかなというのが現状でございます。

(座長)

ありがとうございました、よろしいですか。

一つお願いしておきたいのは、ペットの各ボランティアの会と今のところ一つになっておりますが、実態はその中に色々専門性を持った方々の数多くのグループの努力があるのではないかと推測されますが、その方々と縦横の連絡を十分とっていただいて、被災時に必要なところに必要な技術と資材と人が確保できるようにこれから細かい取り組みをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(長岡委員)

平成13年度から、この懇談会が発足されたという事で、幸か不幸か私は、設置当初から委員をやらせていただいております。十数年に渡って、委員を続けていて色々意見をさせていただいてきた上で、今日これなのかと思うと発言を急いではまずいのかと思いながら静かにしていたのですが、防災計画については石川さんの方から、よ

うやく福島県も震災から4年が経つので少し、現状が見られるようになってきたとお話があったので、それを受けて少し意見をさせていただきたいと思います。

私は、立場上、愛玩動物協会の方で仕事をさせてもらっていますが、そこで見聞きする情報によると、行政が主催してペットと同行避難、避難訓練です。各自治体で全国で色々やっています。ただ、熱心なのは実際に被災していない自治体が多いというのが現状のようです。

というのも、被災の経験がある自治体というのは、どれだけ大変かのかが分かっているのだから言えないという現状があるらしいです。福島県も大きな被災だったと思うので、皆さんも実感しているところだと思うのですが、大変な物をどう分割するかとか、より具体的に考えていかないと本当に実行に起こせないのではないかと私は思っています。

もう一つ、去年の広島県の大きな土砂災害があったと思いますが、私が所属する愛玩動物協会の広島県支部が少し援助ができたと話がありました。どういうことかと言いますと、大きな災害があると流通がストップしてしまいます。流通がストップしてしまうと、地元の人間のほうが裏道や安全な経路を確保しやすく、動物のフードやシートなどをリレー形式で運ぶことができたという事例がありました。

実際、被災してしまうと被災地というのは動きがとれないというのは多々あると思いますので、遠方であったり近隣であったり、いろんなエリアをきちんと区切りどういう連携がとれるのか具体的に考えておかないと、連携をとるとというのは皆さん分かりますと思います。それを具体的にイメージできるかが生きた防災マニュアルになるのではないかと、私は思っています。

実際に、東日本大震災の時に初動で動いたのは、やはり行政のボランティアではなく民間のボランティアから動き出して、動き出したと同時に問題も大きくなったと思うのですが、それをより最小にとどめるために行政さんからの連携、情報が得られるようにしておく必要があると思います。

(座長)

今の、御意見を基にして具体的な行動計画等に生かしていただきたいと思います。

以上でよろしいですか。

ございませんようですので、続いて「被災動物の保護状況等について」説明お願いいたします。

(事務局：高橋獣医技師)

議題3「被災動物の保護状況等について」資料3により説明。

(座長)

ありがとうございました。

被災動物の保護状況等について詳細な説明があったわけですが、御意見ございますか。

(長岡委員)

直接、行政と関わりがあるか分からないのですが、今インターネット上などで、福島県内に外部から来て活動している団体さんが飯舘村のペットの保護状況、保護されていないなどのトラブル状況を問題にしている部分があるのですが、何で飯舘村がクローズアップされるのか、こういうふうにシェルターが使えなかったのか、そういった事はどうなってるのですか。

このシェルターは飯舘村の方は使えなかったのですか。あるいは、どうして問題になってしまったのでしょうか。ご存じないでしょうか。

(石川副課長)

はい、具体的に何で騒ぎになっているのか不可思議なところもあるのですが、一番最初に長岡委員よりお話があったように、何で飯舘村の犬が三春シェルターに入らなかったかという事なんです、三春シェルターを設置した一番最初の意義としては、警戒区域の中に避難したくても避難できない犬や猫が取り残されたという事が出発点となっております。

そういったところの犬、猫の飼い主が分かっているもの、分からないもの、それぞれいたわけですが、避難先で飼えない状況もあったのでシェルターに収容した、大まかに説明するとこういう状況です。

飯舘村については、当時平成23年4月22日に政府の方で計画的避難区域に設定され、その後一ヶ月間の猶予期間の間に避難先を決めて避難をするという流れがありました。

まず県は、各市町村に対して、仮設住宅の中にペットを飼育できる施設を設けるようにという文書を出して、一部の富岡、川内は施設を造っていただきましたが、飯舘村さんの場合は造らなかったということです。

計画的避難区域については、自宅には宿泊はできないものの、日中は自由に出入りができたということで、そのまま犬を家に繋いで飼っていて、日中世話に来て自宅で過ごし、夜は避難先に帰るといった方も多かったと聞いています。

そういう事ができない方については、飯舘村の方で動物愛護団体を紹介して一時的に預かってもらったり、第三者譲渡を前提に引き取ってもらうという整理をしてきたようです。

その後、平成24年には区域の見直しがあり、帰還困難区域、居住制限区域と避難指示解除準備区域が設定されました。飯舘村の場合、浪江町南津島に隣接した長泥地区については、帰還困難区域になってしまったので、そこの方については、親戚に預けるとか平成24年当時は愛護団体に預けるような選択をした方がいましたが、それ以外の区域については従来どおり行き来ができたので、自宅にそのまま飼って、日中飼い主が訪れるというスタイルが続いております。

ただ、今回色々な団体の方が『餌やりボランティア』として中に入っているようで、その一部の方の映像やNHKの特集番組の映像がYouTubeなどに掲載されて、それを見た海外の動物愛護団体の方から色々な意見が、長岡さんが所属されている団体などに寄せられていると聞いています。

自宅の外に犬小屋を設けてそこに繋留して飼育するというのが日本古来の飼い方ですが、そういうものが動物虐待に繋がると見られているようです。

今日も飯舘村を通ってきたのですが、-4, 5℃になってしまうので外に置いた水のボウルは凍ってしまうという事が実際ありますが、飼い主については毎日通ったり、飯舘村のほとんどのご自宅については、飯舘村の非常勤職員の『見守り隊』が各家を訪問しているようです。その方に餌やり、水やりを一部お願いしている方がいるのと、それ以外の動物愛護団体の方をお願いしている方がいるようです。

その辺りの実態を、今後飯舘村さんが『見守り隊』から情報を収集して、適切な飼い方をしていない飼い主さんが分かれば、相双保健福祉事務所と合同で飼い主さんに指導と助言をすることを考えています。

それが、2年ほど前にも同じようなことがあり指導できたのですが、今回も話題になっているので、ある程度飼い主さんと接触してアドバイスしていきたいと考えております。

(長岡委員)

色々な団体さん、それこそネット配信で全世界から色々な意見があるので、情報

も錯綜すると思いますが、飯舘村については震災の直後からペットと一緒に避難所に入れないというのが多々あったと思います。

私なんかを通じて環境省に文章で同行避難をさせてくれとお願いして、文章を送ったにも拘わらず、それを自治体は承諾するのですが、それが下に行って、部落やエリアでここは駄目という形でかなりトラブルが続いていると私の方では聞いています。それも含めて、防災マニュアルを細かく、東北の地方については色々な飼い方もあると思うので、そういう事も含め、そういった時に何か提言できること、飯舘村で頑張ってくださいているのは、福島県のボランティアの講習会を受けてない方も多々いらっしゃると思うので、そういう方との連携も取れるようにしておくと、より生きた防災マニュアルになるのではないかと思いますので、ご検討よろしく申し上げます。

(座長)

そのように、よろしく申し上げます。

その他、ございますか。

今ほど、長岡さんから意見がありましたように、飯舘村につきましては、どうしても発信が先になってしまって、我々の意図としない情報が出回るという事もありますので、我々としては正しい情報を把握の上で正しい情報の発信をお願いいたします。

私の知り合いも飯舘村におりまして、当時犬4頭、猫1頭を飼っておりました。アメリカやヨーロッパ、イギリスなどの飼い方とは違ってくるわけで、それをもってスタンダードだと言われることは飯舘村の方々にとっても辛いことだと思います。そういうことも含めて、情報を得た人が色々な反論されるのは、本来の姿だと思いますけれども、我々も正しい情報の発信をしていきたいと思っておりますので行政につきましてもよろしくをお願いいたします。

その他、ございませんか。

(事務局：高橋獣医技師)

その他の議題という事で、今お集まりの委員の皆様の任期が今年の2月14日で切れる予定になっています。

来年度の、懇談会については新たに委員の皆様を委嘱した上で開催することとなります。

今回、一般公募の県民の代表として増田さんに2年間委員を務めていただいたところですが、また来年度、一般公募をして新たな委員を委嘱させていただきたいと考え

ておりますのでよろしくお願いいたします。

(座長)

はい、どうぞ。

(山崎委員)

県より案内をいただいた、仙台市の動物管理センター主催のセミナーに出席させていただきました。今年度は動物介在活動に関するセミナーでした。継続して、それに出た受講者の方には、動物介在活動に参加する犬のための『しつけ方教室』も開催するという事で、県外でも参加していいという事なので私たちのボランティアの方でも老人施設や幼稚園、保育園関係の訪問活動、あとは小学校への獣医師派遣事業で犬連れの訪問もさせていただいているので、このようなセミナーの案内をいただけると嬉しかったのですが、県北にお知らせしたら分からなかったのも、それぞれの保健所さんにも知らせていただき広くお話していただき、前には福島県主催でセミナーを開いていただき、ボランティア会も参加させていただいたり、一般の関心のある方が参加する機会があったと思うのですが、猫の関することだったり、私たちも震災に対して訓練がとても大切だと色々な機会でお話ししたり、実際に合令でクレートに入る所をお見せしたりとか、県北の学科のときは、犬たちがクレートの中で待つという所もお見せしてクレートの中で待つことの大切さを知らせているのですが、そういったセミナーを開催していただき、防災に関する事などもお話できるので是非、福島県主催でセミナーを開催していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(座長)

その他ございますか。

(増田委員)

今、犬の『しつけ方教室』を実施しているのですが、『猫の飼い方教室』の実施の予定はありませんか。

猫もこれだけの頭数があるので、完全室内飼いは勿論ですが、初めて猫を飼う人にとっての飼い方、病気の事なども猫を専門に飼っている人の教室を犬同様に開いていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(事務局：郡山市保健所 石川弥恵子参事兼課長)

郡山市の実情は数年前から、年3回、猫の飼い方、動物病院の先生から実際に猫の病気や食べさせてはいけないもの、それ以外に動物病院の先生から、こういう猫に育ててもらおうと診療の時や避難の時に助かるなどのお話を約3時間実施しておりまして、最近は、更にふれあう為のTタッチやマッサージなど、そういった先生達もお呼びしながら実施している実情ですが、正直なところ猫の具体的なしつけなどを専門としている方がいらっしゃるのかなと思います。

長岡先生でしたら最適だと思いますが、そういう中でなんとか4、5年実施している状況です。

なかなか好評を得ながら推移しているので、やれないことはないのかなと思います。

(長岡委員)

中核市だからできるのでしょうか。

(山崎委員)

県北でも今年はやるという話が出ているみたいですが、2月にと聞いていたのですがまだ具体的な話は来ていません。

猫の処分数も多いという事で、話が出ているみたいなので全体的な動きなのかと勝手に思っていました。

(事務局：野口専門獣医技師)

今現在、福島県で開催している『しつけ方教室』、実は『犬等のしつけ方教室』という事業なんです。

実際、学科の時に、今ほど郡山市さんがおっしゃったような、猫に与えていけない食べ物や、猫の基本的な知識については講義の中に盛り込んでいるのですが、犬のしつけを勉強したいという方がほとんどなので、本来聞いてほしい飼い主さんとか、野良猫に餌を与えている方に受講していただくことができていないので、増田委員がおっしゃられたように、今後、猫の対策というのは益々重要になってくるので、犬とは別に『猫のしつけ方教室』、そこまで実際職員の知識がなかなか伴わないところがあるので獣医師会の先生方の協力をいただきながら検討していきたいと考えておりま

す。

(座長)

犬猫共に『しつけ方教室』は各保健所単位で実施されておりまして、年々受講者もそれなりに増えてきているということで、一番聞いてほしい人は、なかなか来てくれないということもございますので、ボランティアさんなども通じてこれから考えて、そういう方々の意見も集めていけるように努力していきたいと思っておりますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

(太田委員)

今の時代、ネットとかの電子媒体などを利用するのが一番いいのかと思っておりますので、ホームページでもいいですし、市政便りのコーナーを作ってもらうなど、実際に飼っている人じゃない人も目に触れるようなところで、国民全体として動物を飼う時には当たり前のマナーやモラルの方向付けも、常に目に触れるところに置いておくことが必要だと思います。色々な方向からの情報発信を、年に何回とかではなく、いつもいつも発信してる状態になってくれるといいと思います。

(座長)

ありがとうございました。

加藤さん何か御意見ございますか。

(加藤委員)

福島市の場合、今取り組みたいと思っているのが、犬の登録をした際の鑑札のキーリングを所有者が分かるように着けてくださいということで、アルミ製の小さめの物を今まで配っていたのですが、皆さんからアルミ製だと皮膚に食い込みやすいので、なかなか着けづらいという御意見などがあって、今年度から樹脂製のキーリングに変え、登録に関する所有者の明確性を保ちたいということで取り組んでおります。

狩猟犬のような犬で保健所で保護しても所有者が分からない件数が多いので、少しでも対応したいと思っております。

それから狂犬病予防注射も福島市は75%～77%は確保しているのですが、目標にある100%まで近づける為の方策とはどういうものか見極めながら行きたいのですが、もし他県の事例等などあればご指導いただければありがたいと思っておりますので

よろしく申し上げます。

(座長)

他にありますか。

(長岡委員)

猫の飼い方について、太田先生もおっしゃいましたが、飼いたい人はネットを使ってでも飼い方は探せます。

猫は犬と違って拾ったからしょうがないから飼おうなど、消極的に飼っている方が多いと思います。そういう方は、あえて自分で努力して飼い方を探そうというよりは、手近なところで聞ける人に聞こうとか、近所の猫おばさんに聞こうとかが多いような気がします。

やはり Web や回覧板など、常日頃からこういった場所で聞けるとか情報がもらえるなど、目にとまるようなものがあると、猫の場合、しつけよりも管理だと思います。最低限の管理について、ここで情報を仕入れられることが分かるように何か工夫をしていただけたら、より適切な飼い方ができると思います。

(座長)

ありがとうございました。

一番肝心な方が来てくれないという事なので、こちらの方からできるだけ目につくような形で情報を発信をやっていく必要があると思いますので今後とも皆様と進めていきたいと思えます。

その他、こういう機会なので御意見ございますか。

特に御意見もございませんので、これをもって「平成26年度福島県動物愛護推進懇談会」を終わりたいと思えます。

本日は、ありがとうございました。

(司会)

本日の日程は、以上になります。

これをもちまして、平成26年度福島県動物愛護推進懇談会を終わらせていただきます。

本日は、ありがとうございました。